


事前のお知らせ

	<p>区独自の「デジタルサポート相談」、「デジタル化・イノベーション等支援特別貸付」を開始！ ～企業活動のデジタル化を総合的に支援～</p>
<p>と き</p>	<p>4月1日（金）から</p>
<p>と ころ</p>	<p>練馬1-17-1 ココネリ4階</p>
<p>区は、4月1日（金）から、練馬ビジネスサポートセンターで、企業活動のデジタル化を総合的に支援する「デジタルサポート相談」および「デジタル化・イノベーション等支援特別貸付」を開始する。コロナ禍により、非接触・非対面を前提とした取引が急速に浸透するなど企業活動をめぐる環境が大きく変化し、デジタル化の必要性が高まっている。区内にある約20,000の事業所は、小規模な事業所が多く、デジタル化に当たってノウハウや資金の不足等の課題がみられる。専門相談窓口や貸付制度を区独自に新設し、経営の効率化や生産性の向上につながる企業活動のデジタル化を強力に後押しする。</p>	

【概要】

(1) デジタルサポート相談

- 〔内 容〕 企業活動のデジタル化に詳しい中小企業診断士による専門相談
 ※電話、来所、オンラインによる相談に対応
- 〔日 時〕 毎週月曜日13時から17時まで（1回の相談時間は1時間）
- 〔費 用〕 無料
- 〔申 込 方 法〕 練馬ビジネスサポートセンター（03-6757-2020）へ電話で予約

(2) デジタル化・イノベーション等支援特別貸付

- 〔要 件〕 融資を受ける事業用資金の用途が、デジタル化に伴うものであること等
- 〔貸付限度額〕 1,000万円（運転資金・設備資金）
- 〔貸付期間〕 7年以内 ※据置期間12か月を含む
- 〔利 率〕 2.0%（利用者負担0.2%、区負担1.8%）
- 〔返済方法〕 固定金利、元金均等払い
- 〔信用保証料〕 半額補助

【参考】練馬ビジネスサポートセンターについて

平成26年4月に、区内の事業者支援の拠点として、ココネリ4階に開設された。経験豊富なビジネスマネージャーと経営・税務・労務の専門相談員が連携し、区内事業者の経営改善、販路拡大、資金調達、補助金活用、事業計画作成などの悩みや課題解決をサポートしている。

また、練馬区産業融資あっせん制度による資金貸付の申込窓口を併設しているため、相談から資金融資あっせんの申込までをワンストップで利用できる。

【問合せ】

(1) デジタルサポート相談に関すること

（一社）練馬区産業振興公社 練馬ビジネスサポートセンター 電話 03-6757-2020

(2) デジタル化・イノベーション等支援特別貸付に関すること

練馬区 経済課 融資係 電話 03-5984-2673